

**日田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則**  
**の一部改正について（趣旨）**

**1. 目的・理由**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、引用する規定に条項ずれが生じたこと等から、所要の措置を講ずる必要があること。

**2. 内容**

①条項ずれ

障害者総合支援法第5条第15項以降の条項ずれが生じたことに伴い、本規則で規定する条項についても「第5条第21項」から「第5条第23項」に改めること。

②補装具支給認定申請様式の見直し

障害者総合支援法改正に伴い、補装具費の支給要件を購入・修理に借受けが追加されたことから、補装具費支給認定の申請書様式の名称について変更すること。

**3. 施行の時期**

公布の日から施行すること。

**4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由**

日田市行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったもの。

**該当理由**

他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として規則で定めるものを内容とする規則等を定めるため。